	等割２割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値、五割軽減被保険者数は、副題「均等割５割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値、八・五割軽減被保険者数は、副題「均等割8.5割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値及び八割軽減被保険者数は、副題「均等割８割軽減被保険者数」の表頭「被保険者数」の各都道府県における数値とする。
十　農業行政費　農家数	［１・２　略］ ３　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(0.0393 \times B + 0.0103 \times C + \underline{19.7916} \times D) \div A$ ［略］ ［４～10　略］
十一　林野行政費　公有以外の林野の面積	１　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times 425 + C \times 18,804 + D \times 14}{5,260 \times A}$ ［略］ ［２～４　略］
十二　地域振興費　人口	密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この表において「地位協定」という。）第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に五六・〇七五を乗じて得た数と地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に三、一七七・六を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大臣が通

十一　農業行政費　農家数	［１・２　同上］ ３　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(0.0393 \times B + 0.0103 \times C + \underline{19.7327} \times D) \div A$ ［同左］ ［４～10　同上］
十二　林野行政費　公有以外の林野の面積	１　密度補正に用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $\frac{B \times 283\text{円} + C \times 12,536\text{円} + D \times 9\text{円}}{5,150 \times A}$ ［同左］ ［２～４　同上］
十三　地域振興費　人口	１　密度補正Ⅰに用いる密度は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第一条に規定する合衆国軍隊の構成員、軍属及び家族で当該都道府県に居住する者の数として総務大臣が通知した数に五六・二八五を乗じて得た数と地位協定第二条第一項の施設及び区域に係る土地の面積として総務大臣が通知した数に三、一八九・五を乗じて得た数と自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊の用に供する土地の面積として総務大